許可番号　00920024673

# 産業廃棄物処分業許可証

住　所　栃木県宇都宮市平出工業団地45番地２

氏　名　株式会社八幡
代表取締役　菊池　清二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事　福田富一

許可の年月日　令和８(2026)年２月２日

許可の有効年月日　令和11(2029)年11月12日

1.　事業の範囲

事業の区分　（中間処理）

| 処理方式 | 取り扱う産業廃棄物の種類 |
|---|---|
| 破砕<br>（移動式専用） | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 |

2.　事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式破砕施設

① 設置場所　：宇都宮市を除く栃木県内の排出事業場内に限る。
（駐機場：栃木県宇都宮市平出工業団地45番地２）

② 設置年月日　：令和６(2024)年９月17日

③ 許可年月日　：令和６(2024)年７月16日　　許可番号　：　20240356

④ 処理能力　：

| 取り扱う産業廃棄物 | /日 | /時 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 廃プラスチック類 | 50.37t | 6.296t | |
| 紙くず | 50.33t | 6.292t | |
| 木くず | 73.1t | 9.137t | |
| 繊維くず | 22.39t | 2.799t | |
| ゴムくず | 71.97t | 8.997t | |
| 金属くず | 69.47t | 8.684t | |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 61.63t | 7.704t | |
| がれき類 | 45.72t | 5.715t | |

3.　許可の条件

（１）駐機場では、廃棄物の処理及び保管を行わないこと。
（２）破砕機を移動して稼働する場合には、移動先は排出事業場内に限る。
（３）施設の稼働に伴う騒音、振動については、敷地境界において騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例等による規制基準値を遵守すること。

4.　許可の更新又は変更の状況

新規許可　令和６(2024)年11月13日
変更許可　令和８(2026)年２月２日　品目の追加

5.　規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　有　・　(無)

| 取扱窓口 | 県東環境森林事務所 |
|---|---|

教　示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることはできない。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、栃木県を被告として（訴訟において栃木県を代表する者は、栃木県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。